

平成28年度

放課後児童クラブ運営補助金

評価表 NO.

24

所管部課名	子育て支援課			担当者	家吉 竜二				
事務事業名	児童館費								
根拠法令	子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援交付金交付要綱）								
補助経過年数	6年以上10年以下								
平成28年度 予算額	114,274 千円	国県支出金 69,446 千円	一般財源 44,828 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名			目標値	目標年度				
成果指標①	市子ども・子育て支援事業計画を実施する箇所数			23	平成31年度				
成果指標②									
補助対象者	放課後児童健全育成事業を実施する市長が適切と認めた者で、あらかじめ、薩摩川内市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱第3条に掲げる放課後児童健全育成事業開始届を市長に届け出た者								
補助対象経費	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）								
補助対象事業・活動の内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図るもの。								
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他							
補助金額又は補助率	「2 補助基準額」に定める額と「3 対象経費」に定める額の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その合計額とする。ただし、合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。								
上記項目の積算方法	別紙「薩摩川内市放課後児童クラブ運営補助金交付要領」の「別表」参照								
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	41,740,897	30.0%	42,907,414	30.5%	51,512,409	29.7%	
		会費等	41,740,897	30.0%	42,907,414	30.5%	51,512,409	29.7%	
				0.0%		0.0%	0	0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		国・県・市補助金	84,811,610	61.0%	81,769,750	58.1%	104,894,000	60.6%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
	支出	（前年度繰越金）	12,385,971	8.9%	15,989,578	11.4%	16,815,437	9.7%	
		計	138,938,478	100.0%	140,666,742	100.0%	173,221,846	100.0%	
		事業費	36,442,475	26.2%	35,533,426	25.3%	45,349,177	26.2%	
		人件費	75,601,425	54.4%	76,817,879	54.6%	93,793,128	54.1%	
		その他	10,905,000	7.8%	11,500,000	8.2%	13,441,214	7.8%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）	15,989,578	11.5%	16,815,437	12.0%	20,638,327	11.9%	
		計	138,938,478	100.0%	140,666,742	100.0%	173,221,846	100.0%	
		支出計/前年度支出計				101.2%		123.1%	
		自己資金/前年度自己資金				102.8%		120.1%	
翌年度繰越金/市補助金		18.9%		20.6%		19.7%			
交付件数		17		17		20			
成果指標の推移①		17		17		20			
成果指標の推移②									
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】 前回の外部評価を踏まえ、国や県が推奨する一定規模（40名）になるよう誘導しているところであるが、児童クラブは、小学校の規模の大小に関わらず、保護者等の希望により必要（待機児童の発生）があれば設置をする必要がある。そのため、元々児童数が少ない小学校区に設置されている児童クラブを国や県が推奨する一定規模（40名）の児童クラブに誘導することは、小学校の統廃合等が行われない限り困難と考える。また、自助努力により運営するためには、保育料を引き上げる必要があるが、市内の児童クラブで保育料に大きな差が生じることは好ましくないと考えるため、国・県の補助基準額を基に小規模児童クラブへの市単独補助は今後も必要と考える。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	基本的に児童クラブの設置されている小学校区の児童を対象としている。（一部、送迎事業により他小学校区の児童受入れを行う児童クラブもある。） 福祉の向上及び利益の増進を受けるのは、該当する児童及びその保護者となる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図ることが目的であり、本市では地元運営委員会・学校法人・社会福祉法人等において実施しており、その運営に対し、国及び県の基準額で補助を行う。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	目標は共働き家庭の保護者に対し、児童が放課後に安心・安全に過ごせる場所を確保・提供することであり、成果は希望する児童がすべて児童クラブを利用できるようにすることである。補助金を交付することにより、職員を採用したり、必要な経費を支出することができる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政において実施するより、地元運営委員会・学校法人・社会福祉法人等において実施した方が、各地域（小学校区）のニーズ（小学校の行事や行事翌日の受入）に応じた対応が可能である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額については、国及び県の基準額に準じている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	当該補助は、本来、市が行うべき事業を各団体に実施していただいているところであるので、今後も引き続き補助を行っていく必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地元運営委員会は、児童クラブの事業のみ実施している。その他は学校法人・社会福祉法人・地区コミュニティ協議会であり、その活動は公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	当該補助は、本来、市が行うべき事業を各団体に実施していただいているところである。なお、一部自治体では、委託料で支払っているケースもあるので、今後、支払い費目については研究して参りたい。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、放課後児童クラブの運営に係る支出となっており、公費を充てるものとして妥当である。なお、補助の計算上、飲食物費等や次年度繰越金は補助対象外として算定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☒拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	≪上記方向の理由≫ 共働き家庭が増え、国は放課後児童クラブの待機児童解消に向けて推進を行っている。保育園等についても待機児童解消を掲げているため、児童クラブは「小1の壁」となることがないように、不足する小学校区や児童クラブの無い小学校区に設置の拡大を行う。		≪今後の改革の方向性≫ ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 今後、当分の間、児童クラブ数は増加し、国の基準額も増額されることが見込まれる。		≪まとめ≫

薩摩川内市放課後児童クラブ運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる放課後児童クラブ運営補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 実施主体は放課後児童健全育成事業を実施する、市長が適切と認めた者で、あらかじめ、薩摩川内市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成27年薩摩川内市告示第177号）第3条に掲げる放課後児童健全育成事業開始届を市長に届け出た者であること。
- (2) 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図るものであること。
- (3) 鹿児島県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第2条第5号に基づき実施する放課後児童健全育成事業の別表「2 基準額」欄に掲げる次の事業とする。

ア 「1 放課後児童健全育成事業費」

イ 「3 放課後児童クラブ支援事業費の（1）障害児受入推進事業」

ウ 「5 障害児受入強化推進事業」

エ 「6 小規模放課後児童クラブ支援事業」

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、別表に定める事業ごとに、「2 補助基準額」に定める額と「3 対象経費」に定める額の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その合計額とする。ただし、合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 別表の対象経費は、「特定分」及び「一般分」の区分を超えて配分することはできない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該年度の5月31日とする。ただし、年度途中における新規開設又は既存クラブの分割開設については、開設後2月以内又は当該年度の3月10日のいずれか

早い日とし、当該年度の２月１日までに開設されたものを当該年度分の補助金の交付対象とする。

２ 補助金の交付の申請に係る規則第５条第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実施計画（実績）内容一覧（様式第１号）
- (2) 利用希望日数計画（実績）表（様式第２号）
- (3) 職員名簿（様式第３号）
- (4) 前３号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（交付の基準）

第５条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 補助事業者等が第２条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合
（実績報告）

第６条 補助金の実績報告に係る規則第１５条第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金の公益性、必要性、効果等について補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 実施計画（実績）内容一覧
- (3) 利用希望日数計画（実績）表
- (4) 開所日実績表（様式第４号）
- (5) 開所時間実績表（様式第５号）
- (6) 開所実績月別集計表（様式第６号）
- (7) 前６号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（補助事業者等の責務）

第７条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第８条 この要領に定めるもののほか、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第８号）及び鹿児島県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（平成２７年１０月１日青参画第７８０号）に準じて取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行し、改正後の放課後児童クラブ運営補助金交付要領の規定は、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行し、改正後の放課後児童クラブ運営補助金交付要領の規定は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、改正後の放課後児童クラブ運営補助金交付要領の規定は、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、改正後の放課後児童クラブ運営補助金交付要領の規定は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から施行し、改正後の放課後児童クラブ運営補助金交付要領の規定は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

別表

(1) 放課後児童健全育成事業費「特定分」

1 補助区分		2 補助基準額 (1 支援の単位当たり年額)	3 対象経費
年間開所日数 250 日以上			放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）
基本額	児童数 1～19 人	1,424,000 円－ (19 人－支援の単位を構成する児童の数) × 26,500 円	
	児童数 20～35 人	3,706,000 円－ (36 人－支援の単位を構成する児童の数) × 26,000 円	
	児童数 36～45 人	3,706,000 円	
	児童数 46～70 人	3,706,000 円－ (支援の単位を構成する児童の数－45 人) × 30,000 円	
	児童数 71 人以上	2,917,000 円	
開所日数加算額		年間 250 日を超えて開所した場合 (1 日 8 時間以上開所する場合) (年間開所日数－250 日) × 15,000 円	
長時間開所加算額	平日分	「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 1 時間当たり 292,000 円	
	長期休暇等分	「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数 1 時間当たり 131,000 円	
年間開所日数 200 日～249 日			
基本額	児童数 1～19 人	945,000 円	
	児童数 20 人以上	2,267,000 円	
長時間開所加算額		平日における「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」 の年間平均時間数×292,000 円	
年間開所日数 250 日以上及び 200 日～249 日			
児童数加算額 (市単独)	児童数 1～19 人	700,000 円	
	児童数 20～35 人	600,000 円	
	児童数 36～45 人	400,000 円	
【適用要件等】			
※ 構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。 ・ 山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・ 上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合			
※ 事業実施月数 (1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。) が 12 月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額 (1 円未満切り捨て) とする。 ・ 年度途中に新規開設するクラブについては、翌年度以降、年間 200 日又は 250 日以上開所することを予定している場合に限り、各補助基準額を適用することができる。また、年度途中にクラブを分割する場合は、分割前の開所日数を含めた各補助基準額を適用することができる。			
※ 開所日数加算額の考え方 ・ 基準開所日数 250 日は、①授業日 200 日、②長期休暇 45 日、③運営上必要な日 (5 日：土曜日・日曜日等) を			

足したものであり、国の放課後児童健全育成事業実施要綱により、①の授業日は3時間以上、②長期休暇及び③運営上必要な日は8時間以上開所することとなり、対象となる250日を超える日は、自ずと土曜日・日曜日等に当たるため、1日8時間以上開所する要件を満たすこととなる。

【年間365日－250日（授業日200日、長期休暇45日、運営上必要な日5日）＝土曜日・日曜日】

・年度途中開設については、次の式により求められた金額とする。

なお、4月の月途中開設は月割の対象外（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）とする。

【年間開所日数－（250日×事業実施月数÷12月）＝開所日数（1日未満切り捨て）×補助基準額】

注1) 別表（2）～（4）及び県要綱の別表「2 基準額」欄に掲げる「2 放課後子ども環境整備事業」、「3 放課後児童クラブ支援事業費の（2）放課後児童クラブ運営支援事業」、「放課後児童クラブ支援事業費の（3）放課後児童クラブ送迎支援事業」、「4 放課後児童支援員等処遇改善等事業」に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

注2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

（2）放課後児童クラブ支援事業費（障害児受入推進事業）「特定分」

（3）障害児受入強化推進事業「一般分」

1 補助区分 (障害児の受入人数)	2 補助基準額 (1 支援の単位当たり年額)	3 対象経費	事業名
児童数1～4人	1,712,000 円	事業に必要な経費	放課後児童クラブ支援事業費（障害児受入推進事業）「特定分」
児童数5人以上	1,712,000 円	事業に必要な経費	障害児受入強化推進事業「一般分」

【適用要件等】

※ 障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とする。（小学校の特別支援学級の児童は対象とする。）

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

注1) 障害児1～4人を受け入れるために必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置すること。ただし、障害児5人以上の受入れを行う場合は、別に1名以上追加配置することとし、その障害児対応職員の人件費は障害児受入強化推進事業に計上すること。【障害児受入強化推進事業は放課後児童クラブ支援事業費（障害児受入推進事業）に加算する。】

注2) 障害児受入強化推進事業「児童数5人以上」の実施については、放課後児童クラブ支援事業費（障害児受入推進事業）「児童数1～4人」の対象となっていること。

注3) 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

（4）小規模放課後児童クラブ支援事業「一般分」

1 補助区分	2 補助基準額 (1 支援の単位当たり年額)	3 対象経費
児童数19人以下	532,000 円	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費

※ 本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童健全育成事業所における2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営費に係る経費（1人目の人件費や光熱水費等）については、（1）放課後児童健全育成事業費に計上するものとする。

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

注1) 別表(2)、(3)及び県要綱の別表「2基準額」欄に掲げる「2 放課後子ども環境整備事業」、「3 放課後児童クラブ支援事業費の(2)放課後児童クラブ運営支援事業」、「放課後児童クラブ支援事業費の(3)放課後児童クラブ送迎支援事業」、「4 放課後児童支援員等処遇改善等事業」に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

注2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。